

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年7月2日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和6年度ウェブ広告による空き家ポータルサイト周知委託業務
- (2) 契約期間 契約締結日から令和7年3月17日まで
- (3) 業務概要 ウェブ広告による県内外の空き家所有者等への「空き家ポータルサイト」の周知及びこれに附帯する業務
- (4) 仕 様 等 仕様書のとおり

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県 企画振興部 おおいた創生推進課

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号 097-506-2126

## 3 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下「共同利用型電子入札システム」という。）上に、令和6年7月16日（火）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

## 4 入札参加条件

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する広告に該当する役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 大分県内に本店を有する者
  - イ この公告の日前に、上記（2）に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の経路を経て、入札の参加及び見積り、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領並びにこれに付帯する一切の事項の権限を大分県内の支店又は営業所等に委任している者
- (4) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (5) この調達に係る仕様書に基づき、共同利用型電子入札システムにより令和6年7月9日（火）17時00分までに入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者又は下記5に定める紙入札で参加する場合の手続きを行い、その承認を得た者であること。
- (6) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、必要に応じて大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 5 共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、共同利用型電子入札システムで行う。

なお、次の基準により当初から、あるいは共同利用型電子入札システムによる手続き開始後に紙入札で参加しようとする場合は、令和6年7月9日（火）17時00分（必着）までに「紙入札参加届出書（大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）様式第2号）」を、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により下記8に掲げる部局に2部提出すること。

### 【紙入札を認める基準】

① 商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合

② ICカードの閉塞、破損、盗難による再発行手続き中の場合

③ 電子入札の対応が困難であると認められる場合

④ その他やむを得ない事情があると認められる場合

また、入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか、運用基準による。

## 6 共同利用型電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

## 7 共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期間

令和6年7月11日（木）10時00分から令和6年7月16日（火）17時00分

## 8 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期間

(1) 提出場所 大分県企画振興部おおいた創生推進課地域活力創生班

(2) 提出期限 令和6年7月11日（木）10時00分から令和6年7月16日（火）17時00分（必着）

なお、郵送の場合は書留郵便に限る。

## 9 開札の方法

開札は、共同利用型電子入札システムにより行うものとする。

(1) 開札場所 大分県企画振興部おおいた創生推進課 地域活力創生班

(2) 開札日時 令和6年7月17日（水）10時00分

## 10 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。

11 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 5 条第 3 項第 9 号により免除

12 入札保証金に関する事項

見積金額の 100 分の 5 の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、大分県契約事務規則第 20 条第 3 項第 2 号により免除する。

13 入札の無効

大分県契約事務規則第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、共同利用型電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札は 2 回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、手続を改めることとする。

15 最低制限価格に関する事項

設定しない。

16 その他

その他の詳細は、入札説明書による。